

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和3年6月18日（金） 午後 零時59分～午後 1時34分 午後 1時39分～午後 2時 4分 午後 2時 9分～午後 2時37分 午後 2時42分～午後 3時19分 午後 3時25分～午後 4時12分
場 所	第2，第3委員会室
出席委員	◎小松 幸子 ○矢澤 英雄 阿比留義顯 小川百合子 坂巻 重男 鈴木 清丞 武藤美津江 村越 誠 山下 洋輔
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	保健福祉部長（高橋裕之）保健福祉部理事（鈴木 実） 保健福祉部次長（兼）障害福祉課長（小川正洋） 高齢者支援課長（宮本さなえ）法人指導課長（渡邊浩司） 生活支援課長（矢部裕美子） 保健所長（山崎彰美）保健予防課専門監（野口綾子） 健康増進課長（相馬桂子） こども部長（高木絹代）こども福祉課長（込山浩良） 教育長（河嶌 貞） 生涯学習部長（宮島浩二） 学校教育部長（須藤昌英）学校教育部理事（後藤義明） 学校教育課長（松澤 元）教職員課長（三浦邦彦） 学校施設課長（浅野 晃）学校保健課長（中村泰幸） 児童生徒課長兼少年補導センター所長（藤崎英明） 契約課長（野口浩志） その他関係職員

午後 零時 59 分開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 それでは、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願い申し上げます。執行部は、答弁に当たり挙手するとともに、委員長と発言し、委員長より発言の許可を得た後、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意をお願いいたします。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、審査に必要な資料を閲覧するため、議長から付与されたタブレット端末の使用が認められています。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意をお願いします。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、今回の委員会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から第2、第3委員会室で開催することとし、また執行部の入室についても所属長以上とするよう協力をいただいております。

さらに、各部署におきましても新型コロナウイルスへの対応に尽力いただいているところがございます。全国的に、また本市においても感染が深刻化しており、この委員会において感染が拡大するようなことが決してないよう、質疑、答弁につきましてもできるだけ簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

なお、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

まず、議案第1区分、議案第11号、専決処分について（令和3年度柏市一般会計補正予算について）、議案第12号、令和3年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第14号、令和3年度柏市一般会計補正予算についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○山下 子育て世帯生活支援特別給付金についてお尋ねいたします。市民の方からも、この独り親だけではなく、対象にしてもらえるというのは意見いただいていた

ので、そこでお尋ねしますが、対象は何世帯ぐらいでしょうか。

○こども福祉課長 対象としましては、現在補正予算に計上しておりますのは、見込みですが、8,000人を見込んでございます。以上です。

○山下 これは、お子さんの数の8,000人ということによろしいでしょうか。

○こども福祉課長 はい、そのとおりです。

○山下 柏市において、この生活保護であったり、就学支援であったり、そしてこの独り親を除いた数として、この8,000人というのは妥当な人数と言えるでしょうか。

○こども福祉課長 あくまで前提として、国のほうである程度試算的なものが出ておりました、それに当てはめて算定しているところではございますが、あくまで非課税世帯ということで対象にしているところではございます。

○山下 非課税世帯、何世帯かお示してください。

○こども福祉課長 18歳以下の子供で、令和3年度住民税の非課税世帯が約6,300人ということで想定しております。

○山下 これは、独り親世帯も含めてということですか。

○こども福祉課長 独り親は含まれておりません。

○山下 承知いたしました。例えばこの申請者が想定よりも少なかった場合というのは、どのようにお考えでしょうか。

○こども福祉課長 当然ながら、あくまで予算ということで、多めにはなっているかと思うんですけれども、少なかった場合、申請が来年の2月末まで行われることがありますので、適切な時期に改めて周知等を図っていきたく思っております。以上です。

○山下 昨年の家計であったりとか、その状況というのが刻一刻と変わっていると思います。昨年は大変厳しかったけれども、今年は大丈夫。また、昨年は大丈夫だけど、今年は大変厳しい。現状を見て対応できるような、例えばこの予算の柔軟な適用であったり、市の独自の予算での支援というのは何かできないものでしょうか。

○こども福祉課長 今委員のおっしゃった市独自でということにつきましては、今現在給付金の制度、国の制度でございまして、またこの制度にのっとって支給をさせていただきたいと思っております。当然今回の対象は非課税世帯ということが前提でありまして、ただ令和2年度課税世帯でありまして、令和3年に入ってから家計が急変したとか、そういった事情がある方はこの制度の中で救うことができますので、適宜窓口等で御案内等をしていきたく思っております。

○山下 そういった方への、非課税世帯じゃないけれども急変したような世帯についても案内が届くような配慮をよろしくお願ひします。以上です。

○小川 よろしくお願ひいたします。6月補正予算案の概要の中の介護人材の確保についてなんですけれども、離職率の低い優良な事業者についての調査をされると思うんですけれども、対象になる事業所がどのぐらいになるのでしょうか。

○高齢者支援課長 今回この事業で対象としておりますのが83事業所です。対象の

要件としては、24時間介護サービスを提供する事業者、種別の事業者を対象とするということで想定してございます。この中で、実際に離職率が国の平均を下回るかどうかというのは、これから調査をするところですので、そこに該当する事業者がどれぐらいいるかというのは、ちょっと今の段階ではまだ正確な数字はつかんでいない状況でございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。その離職率の低い優良な事業所については、取組の継続を奨励すると。あと、それ以外の事業所については、新規採用の労務経費及び職員研修等というところで、詳しく教えていただけますでしょう。

○高齢者支援課長 離職率が全国平均を下回る優良な事業所については、もう既にそういう定着率を上げるための、従業員の定着促進のための取組をなされていることによるものというふうに判断をしまして、一律に50万円を給付するという想定をしております。また、その平均を上回ってしまう離職率の事業所については、どの事業所も介護人材不足していますので、それなりに、それぞれお金ですとか手間はかけていらっしゃるかと思うんですが、それでも離職率が高くなってしまっている事業所については、実際に新規採用のためにかかった求人のための経費ですとか、ユニホーム代とか、そういう経費と、あとは従業員の育成とか定着のために要した費用を具体的にお尋ねした上で、その費用を上限50万円として助成するということを想定してございます。以上です。

○小川 ありがとうございます。その人材の確保の中で、例えば発達障害の方だとか、手帳を持っていなくてもそのはざまにいらっしゃる方だとかという、そういう方の、その得意分野を生かして、そういう人材も広く受け入れるということも大事かなというふうに思うんですけれども、その辺の取組について、知っていらっしゃれば教えてください。

○高齢者支援課長 現在市として、特に発達障害の方などの就労に、高齢者施設への就労に特化した事業というのは取り組んでいる状況ではないんですが、今年度につきましては高齢者の就労で、施設での就労を促すマッチングするような事業を保健福祉部内で連携して取り組むこととしておりまして、それをするために高齢者施設で、その専門職でなければできない業務と、それ以外の方々が担える業務、例えば洗濯物を畳むとか、ベッドメイクをするとか、そういう周辺業務を、介護職、専門職でない方が担うことで、専門職の方が本来の専門性を生かした業務に集中して取り組むことができ、サービスの質の向上につながるのではないかとということもございまして、その周辺的な業務などを高齢者の方々に担っていただくことができないかということ今年度取り組もうとしているところでございますので、これの発展した形として、場合によっては発達障害の方とかで、例えばベッドメイクとか、とても上手に集中してくださる方もいらっしゃるかもしれませんし、そういうことにつながっていくかなと思います。まずは、そういう仕事の切り分けができるものかどうかというのを、今年度事業所と一緒に考えていけたらと思っております。以上です。

○小川 ありがとうございます。引き続きお取組、よろしく願いいたします。

続きまして、地域密着型特別養護老人ホームの整備というところで、非常用自家発電設備整備に対する補助というところなんですけれども、この補助は希望する事業者に申請してもらって補助をするという、そういう形でしょうか。

○高齢者支援課長 この事業は、もともと国の補助事業として整備されたものでございまして、国からこの事業にエントリーする事業者がいないかどうかということで、市のほうに確認の情報が下りてきまして、市から市内の対象となり得る事業者さんにお知らせをして、ぜひ補助を使って整備をしたいという事業者さんに手を挙げていただいて、それで実施するものでございます。今回補正予算を上げさせていただいております案件は1施設で、この非常用発電設備の整備を希望された事業者さんがいたもので、今回上程させていただいております。以上です。

○小川 ありがとうございます。以上です。

○武藤 議案第11号なんですけれども、先ほど独り親については4月28日に児童扶養手当を支給している方には発送されていると思うんですけれども、二人親世帯の非課税世帯なんですけど、その方にはどのようにお知らせするのでしょうか。

○こども福祉課長 これから行われる独り親世帯以外の世帯につきましては、今現在準備をしております、申請が不要の世帯、こちらが令和3年4月の児童手当の受給者になるんですけれども、その方々には7月上旬、2日に個別通知を発送し、7月20日には支給が行えるよう、今準備をしているところでございます。以上です。

○武藤 申請なしで給付が受けられるということでは、生活困窮者にとって素早い対応ができて、いいことだなと思うんですけれども、申請が必要な方、先ほどもお話しありましたけれども、家計が急変して、令和3年分の住民税の非課税の方と同様の方についてという、その方についての把握というのはどのようにされるのでしょうか。

○こども福祉課長 そちらの方々については、まずは7月1日号の広報かしわで周知を行います。現在ホームページのほうも整備をしているところでございます。また、児童手当の申請の受付窓口で個別に御案内のほうを図っていきたく思っております。また、さらに今現在児童手当の現況届等を受け付けておまして、その審査の結果、認定の通知を8月中に発送する予定でございます。その際にも何らか工夫をして周知のほう図っていければと思っております。以上です。

○武藤 来年4年の2月末までに生まれたお子さんも対象になるということなんですけれども、その場合はどういうふうに把握されるのでしょうか。

○こども福祉課長 お子さんが生まれますと、まずは市民課のほうに手続をした後、児童手当の申請ということで窓口のほうにお越しいただいております。その際に把握をする形になろうかと思っております。

○武藤 令和3年度の事業ということであれば、3月末まで生まれたお子さんも対象にしていただけないかと思うんですが、どうですか。

○こども福祉課長 委員おっしゃるとおり、3月までということもあるんでしょう

けれども、今回の給付金の制度が、国の立てつけの中では児童手当というものを大きな柱にしております。児童手当が4月分から3月分までの対象者ということで制度設計されておまして、3月分の対象になるには2月末までにお子様が生まれているということが条件になっております。そのため3月に生まれた方については、残念ながら今回の給付金の対象にはなっておりません。ただ、市としましても、そういった方々に対しましては今回給付金という形では支援できないんですけれども、いろいろ相談窓口等で悩み事等あれば、行える支援、続けていきたいと思っております。以上です。

○武藤 対象になる方が漏れなく受けられるようにしていただきたいと思います。

次、議案第12号なんですけれども、先ほど介護人材の確保についてなんですけれども、全国平均の離職率が正規で14.4%、非正規で18.6%という数字があるんですけれども、これよりも定着率のいい事業所に50万円一律で給付するという事なんですけれども、それはどんなふうに調査するんですか。

○高齢者支援課長 現在高齢者支援課で、市内の事業所を対象に、こちらも対象としているのは24時間介護サービスを提供する事業所を対象としているんですが、介護人材の、今不足がずっと課題となっているんですが、この市内の実態というものを具体的に捉えることがこれまでしっかりできていなかったんですが、その介護人材の実態を把握するための調査を今しているところでございます。この中で離職の状況なども伺っておりまして、その数字を基に判断をしていく予定でございます。以上です。

○武藤 次に、地域密着型特別老人ホーム、認知症対応型グループホーム等の整備ということで、非常用の自家発電設備に補助金出すということなんですけれども、災害時など自動発電設備というのは大変必要だと思うんですけど、今現在施設に設置されている自家発電設備というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○法人指導課長 昨年度の調査なんですけれども、特別養護老人ホームにつきましては、全24施設中据置き型のきちんとしたものを、発電設備を設置しているところが21施設でございます。また、残りの施設につきましても小型発電機等で可能な限り対応されているということでございます。以上です。

○武藤 続いて、高齢者施設の従事者、PCR検査なんですけれども、高齢者施設、障害者施設の従事者に定期的なPCR検査を行うということですが、いつからどのように行うんでしょうか。

○保健予防課専門監 これ既に行っているものの継続をしていく予定でおります。

○武藤 どんなふうに継続するんですか。

○保健予防課専門監 今現在もPCR検査のほうを従業員の方に行っていたいておりますけれども、同じような形で月1回程度検査を受けていただけるように御案内して、キットのほうを送るというような形を取っております。以上です。

○武藤 月1回定期検査を行うということなんですけれども、これ9月まで、3か月ということなんですけれども、どれぐらいの人数に送られるんでしょうか。

○保健予防課専門監 今回補正を組ませていただいたんですけれども、高齢者施設の従事者7,000人に対して3回、障害者施設従業員に対して920人に3回という形で計算をしております。

○武藤 通所施設も含まれますか。

○保健予防課専門監 今後は、通所施設の方も含んでやっていく予定ですが、この補正を組んだ時点ではまだそこまで入っておりませんでした。少し調整分も含まれておりますので、今後は通所の施設の方を含んで検査を行っていきます。以上です。

○武藤 ぜひ検査の拡充していただきたいと思います。感染力が強い変異株も増えているということなので、ワクチンだけに頼ることなく、PCR検査や抗原検査、抗体検査などいろいろな検査の方法もあると思うんですけれども、充実していただきたいと思います。

次に、第14号なんですけど、緊急小口資金等の特例貸付の限度額に達した方などが、社協から再貸付けできなかつた方に対する給付金だと思うんですけども、これどれぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

○生活支援課長 見込みとしましては1,200世帯を見込んでおります。以上です。

○武藤 手続は、どのように行おうのでしょうか。

○生活支援課長 手続のほうは、県の社会福祉協議会さんのほうで、総合支援資金の貸付けの再貸付けを受けていた方という方が対象になっておりますので、そちらのほうからデータをいただける予定になっております。その方々に個別に通知を送らせていただいて、申請のほうにつなげていきたいと考えております。以上です。

○武藤 申請してから給付までは、どのぐらいかかるんですか。

○生活支援課長 一度に来る件数の見込みが、すみません、今立っていないんですけども、1か月以内の給付を心がけたいと思って、今準備を進めております。以上です。

○武藤 今現在貸付けができなくて困っている、不承認になっている方というのはどのぐらいいるのでしょうか。

○生活支援課長 今不承認ということで、確認できているのが95件となっております。以上です。

○武藤 子育て世帯の生活支援給付金のように、申請不要で給付できないですか。

○生活支援課長 この事業に関しましては、もともと貸付け、総合支援資金というのが社会福祉協議会、別の社会福祉法人でやっていたので、こちらに関しましては、特に市役所で持っているデータではないので、申請ということになってしまいますので、皆さんに申請していただいて支給をさせていただくという形になっております。以上です。

○武藤 今まで社協のほうで貸付けをしているその貸付金については、返済不要ということになりますか。

○生活支援課長 社会福祉協議会の事業ですので、私のほうからはっきりとしたこ

とはお伝えできませんが、報道等では免除等の検討がされているということで聞いております。以上です。

○武藤 生活保護の申請と自立支援金と同時に申請はできるのでしょうか。

○生活支援課長 同時ということはできないんですけれども、どちらかが先になってしまい、決定の前後があるかと思うんですけれども、申請者の方が不利にならないよう、例えば生活保護が先に申請をして決定していた後に支援金が決定した場合には、収入認定という形を取らせていただくように通知が出ております。以上です。

○武藤 給付金のほうがあるからということで、生活保護の申請が遅らせるというようなことはないですか。

○生活支援課長 給付金と生活保護が横並びということではございませんので、お客様が相談にいらしたときに、私どもで、こちらで考えておりますその方々に適した制度を御案内させていただき、お客様のほうでどの制度を使っていたかを選んでいただくように考えております。以上です。

○武藤 申請の受付が8月までということで、大変短いんじゃないかと思うんですが、周知はどうされますか。

○生活支援課長 すみません、繰り返しもなってしまうんですけれども、社会福祉協議会のデータが来ましたら個別に通知をさせていただいて、皆さんにお知らせできるような形を取らせていただきたいと考えております。以上です。

○武藤 生活困窮者が不利益にならないように、早く給付できるように市民に対応してほしいと思います。以上です。

○鈴木 よろしくお願ひします。ちょっと不勉強なところもあるんですが、専決処分の第11号と第12号、補正予算の歳出のイの子育て世帯生活支援特別給付金、これの違いをちょっと教えてほしいんですが。

○こども福祉課長 議案番号でいいますと、第11号の専決処分のほうですが、こちらはあくまで独り親、同じ給付金なんですけれども、国の給付金なんですけれども、対象が独り親世帯、こちらに限っております。こちらにつきましては、議会の期間に合わせますと、支給は4月中に行うことができないということで、国の正式な通知を待って、すぐさま専決処分という形で行わせていただいたものでございます。第12号については、同じ給付金なんですけれども、対象がその独り親世帯以外の低所得の世帯という形になっております。こちらも国の正式な通知が5月下旬ということで、ぎりぎりだったんですけれども、対象者があらかじめある程度想定できましたので、補助金の部分だけを補正予算という形で計上させていただいております。それに係る事務費については、予算執行の中で予備費等を充当させていただいて、議会の議決を経る前に準備のほうを進めさせていただいているという次第でございます。

○鈴木 ありがとうございます。よく分かりました。では、質問なんですけど、補正予算の歳出の新型コロナの部分の（ア）、介護人材確保のところですが、先ほど小川委員からも質問ありましたが、83事業所とお聞きしましたが、この事業所の規

模は大体どれぐらいか、どれぐらいの企業規模なんですか。

○高年齢者支援課長 事業規模は様々でございます。大きいところであれば、例えば特養などで定員を100人、特養とか老健とかで定員を100人超えるようなところもございますし、あとは小規模多機能型居宅介護とか定期巡回などの事業者に関しては、もっと規模は小さいところになる、従事者の数などもぐっと少なくなるということでございます。以上です。

○鈴木 従業員の方でいうと、大体、少ないところが何人規模ぐらいですか。

○高年齢者支援課長 そうですね、恐らく定期巡回などで言えば、10人に満たない事業所もあるのではないかと考えられます。

○鈴木 大きいところは何人ぐらいですか。

○高年齢者支援課長 大きいところは、100名を超える事業所もございます。

○鈴木 そんな10人規模未満と100人規模以上のところに対して、一律50万円という支給率だという話が、これでバランスが取れているのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○高年齢者支援課長 もちろん雇用をしている従事者の、従業員の人数に、大きく差はあるんですけども、1人の人を雇い入れるために、あるいはその人を育成するためにかかる経費という意味で言えば、1人の人にかかる、採用から育成にかかる経費そのものが、その事業所の規模に応じて大きく異なるものではないというふうに考えて、一律の金額とさせていただきます。以上です。

○鈴木 一律の部分は、先ほどの説明では離職率の低い、比較的優秀と言ったらいんですかね、というところには50万円、離職率の高い利用者に対しては、求人にかかった費用、あるいはユニホーム代等を上限50万円というふうにお話をされたと思うんですよね。そういう意味では、最初の部分の離職率の低いところは、これ奨励金みたいなものですよ、そういう意味じゃ。そこに対しては、その規模の大きいところとか小さいところに対しては違いをつけたほうがいいんじゃないかというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。これは、国の基準なんですか。

○高年齢者支援課長 この事業は、全く柏市独自の事業でございます。なので、ちょっと国の基準とかがあるわけではないんですが、従業員1人を雇い入れるため、あるいはその雇い入れた従業員を育成するためにかかる経費とか手間については、もちろん人数が多ければその人数分費用がかかってしまうかもしれないんですが、その雇い入れるため、例えば募集広告を出すとか、その費用というのは事業所が大きかろうが小さかろうが、同じだと考えられます。なので、ここは事業所の規模に応じて差をつけるのではなくて、小さいところは小さいところなりにやはりいろいろ苦労して人材の確保をしていらっしゃると思いますので、その確保にかかる費用とか継続のための努力の部分については同じとみなして、今回は一律という設定をさせていただきました。以上です。

○鈴木 ある程度理解をいたしました。その離職率が低いかどうかの判断基準というのが、先ほど武藤議員からもちょっと質問ありましたが、ちょっと分からなかったん

ですが、基準というのはどういう形なんですか。

○高年齢者支援課長 全国平均を参考にしようと考えております。介護職の離職率、これは公益財団法人介護労働安定センターというところが調べた令和元年度の介護労働実態調査というものの結果でございますけれども、全国平均が正規職員で14.4%、非正規の職員で18.6%という調査結果が報告されてございます。これを参考にしまして、これが介護職の全国平均ですので、これよりも優れているか否かというところで判断しようと考えております。以上です。

○鈴木 大体一律50万円になる事業所と、そうでない事業所、柏の場合はどれぐらいの割合になるというふうに想定されておりますでしょうか。

○高年齢者支援課長 離職率そのものについては、特別養護老人ホームに関しては毎年調査しているところなんですけれども、これでいいますと、年によってちょっと違いも出たりはするんですが、おおむね半分ぐらいは全国よりも優れているかなという今印象でございます。ただ、コロナの影響などもございましたので、今昨年度の実態を調査しているところでございますので、また特養以外の事業所については初めて調査をするところでございますので、具体的にどのくらいかというのはなかなかちょっと見通しは難しいところでございます。以上です。

○鈴木 今4,100万円の予算で、50万円で割ってみますと、80人になりますよね。ということは、ほぼ大体1事業所50万円ずつ支給するというか、給付するという考え方で予算を立てているということでしょうか。

○高年齢者支援課長 御指摘のとおりで、全ての事業所がもしその条件を満たした場合には、一律というんでしょうか、最大で50万円の給付となりますので、最大であった場合を想定して予算を計上させていただいております。

○鈴木 分かりました。ありがとうございます。では、次の……

○委員長 鈴木委員、申し訳ないですけど、換気のために5分間休憩いたします。

午後 1時34分休憩

○

午後 1時39分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木 では、歳出、新型コロナ、(イ)、ひとり親世帯4億円、これの内訳を簡単に教えていただけますでしょうか。

○こども福祉課長 ひとり親世帯以外の給付金につきましては、今回補助金を計上させていただいております。先ほど山下委員にも答弁申し上げましたけれども、まず住民税非課税者の児童が約6,300人、家計急変者が約1,300人、そのほか新生児で350人ということで、大体約8,000人で計上しているところでございます。

○鈴木 8,000人掛ける5万円ということですね。分かりました。

次に、(ウ)、高齢者施設の従事者、PCR検査に対するところで、2億円ですかね、これ。の予算だと思いますが、これに関して質問させていただきます。これ前年度も実施して、その継続だと思うんですが、前年度どれぐらいの実施をしたん

でしょうか。

○保健予防課専門監 これまでの検査の結果ですけれども、PCR検査のほうで6,469件、6月14日現在ですけれども、実施しております。抗原のほうの検査のほうも、6月9日現在になります。1,458件実施しております。以上です。

○鈴木 去年度まで含めたところでの見込みとしては、今年度実施に対して、先ほど7,000人に対して3回、920人に対して3回という話ありましたが、見込み的にはどれぐらい使うというか、実施になる見込みでしょうか。

○保健予防課専門監 全部の施設さんが申込みをされているということではないのですけれども、昨年度、高齢者施設のほうは大体64%の施設さんが実施をされておりますので、同じぐらいは行かれるかと思っております。以上です。

○鈴木 大体64%、6割ぐらいは実施するのではないかとということでは、予算的にも今は4億円、2億円立てておりますが、2億円のうち6割ぐらいを使うというような形でしょうか。

○保健予防課専門監 この時点で、通所施設が入っていなかったんですけれども、それも含めて実施できる額ではあるかなと考えております。以上です。

○鈴木 通所施設を入れるというのは、どれぐらいの規模になるんでしょうか。施設が何施設あって、対象者何人ぐらいの見込みで、そこからどれぐらいのパーセンテージで受けるというような見込みなんでしょうか。

○保健予防課専門監 通所系のほうは、大体2,100人ちょっとの従業員さんがいらっしゃるの、そちらの方に御案内させていただく予定です。これから御希望等も取りますので、まだはっきり御希望がどれぐらいというのはちょっと分かりませんが、同じぐらいはできればと思っております。以上です。

○鈴木 全体、最大でですかね、2,100人。というところだということに理解をしました。これ7月から9月までですよ。7月末までに高齢者が終わる、ワクチンが終わるという状況だと思うんですが、高齢者に対してワクチン進めていて、従業員に対してワクチンをやっぱり優先接種していけば、このPCR検査は要らなくなるような気はするんですが、どうでしょうか。

○保健予防課専門監 国の通知のほうでも、この集中検査につきましては、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて、その在り方を検討するというふうにされておりますので、また今後方針のほうが出てくるものと考えております。以上です。

○鈴木 ありがとうございます。それぐらいですかね。では、歳出、イの通常事業の中の、先ほどの特養非常用自家発電の話ですが、4,125万円、これ結局1施設が申込みがあって、その費用として今回4,125万円、そのうち柏市の負担が1,375万円という計上でも出たということだと思うんですか。この施設の自体の負担金は幾らになるんでしょうか。

○高齢者支援課長 この国の補助事業、幾つかメニューがありまして、今回の補正予算の計上に間に合った、その準備が整った事業所が1施設ということでございます。ほかにも自家発電以外の様々なメニュー、スプリンクラーの整備とか、様々メ

ニューがあるんですが、そのほかのメニューで手を挙げていらっしゃる事業者さんがいらっしゃると思いますので、その方々は準備が整えば、また9月議会で補正予算を計上させていただきたいというふうに考えております。今回の1事業者の非常用自家発電の整備に関しまして言いますと、その事業費の2分の1を国が補助するということになっております。4分の1を市が負担で、4分の1は事業者自身が負担をするということになってございまして、事業者の負担は市と同様に、1,325万円という計算になります。

○鈴木 分かりました。ありがとうございます。これ特養は、先ほど24分の21がこれで自家発電等が設置されたというお話だと思うんですが、それ以外の事業所は小型発電機しかないという感じなんですかね。

○法人指導課長 発電機につきましては、今おっしゃっていただいたとおりでございまして、特に設備基準等で発電設備を求めているわけではございませんので、現在そういう状況になってございます。以上です。

○鈴木 ちなみに、この全体、これ4,100万で2分の1ですから、8,000万ぐらいの自家発電装置ということですよ。どれぐらいの規模のものなんでしょうか、これというのは。

○高齢者支援課長 今回の事業費そのものは5,500万円でございます。5,500万円の事業者負担以外の部分、いわゆる4分の3、国2分の1と市4分の1の4分の3の部分で今回歳出予算で計上させていただいてございまして、事業費5,500万円の2分の1の2,750万円については、後ほど国から歳入があるということでございます。

○鈴木 聞きたかったのは、幾らの発電機なのかというのを聞きたかったんですが。

○高齢者支援課長 発電設備そのものですので、条件としては電気、ガス等のライフラインが寸断された場合にでも、発災後72時間以上の事業継続が可能となる装置について、この補助しますよというのが条件となっておりますので、それなり、3日間ぐらい維持ができるという規模の設備でございます。

○鈴木 いや、金額が幾らなのかを聞きたかったんですが。ですから、その72時間動くその発電設備というのは幾らの設備なんですか。

○高齢者支援課長 5,500万円。

○鈴木 5,500万円。はい、分かりました。5,500万の発電設備ですが、これディーゼルですか、それともガスですか。

○高齢者支援課長 すみません、ちょっと今記憶がはっきりしないのですが、恐らくディーゼルではないかと。ただ、ちょっと確認をして、後ほど正確な回答をさせていただきますのでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○鈴木 沼南にある施設で、昨年度発電機を入れたんですが、ディーゼルがうるさくて使い物にならないと、動かしたときにですね。実際に動かしてもらったら、物すごい音なんです。それで、ガスの、プロパンガスの自家発電の装置にしたという話であったので、その辺大丈夫かなと思いましたが、後で御報告をお願いいたします。ウの高田近隣センター空調設備ですが、これは何で今補正予算上がってき

たんでしょうか……ごめん、ここじゃないね。失礼いたしました。以上です。

○委員長 ほかにございませんでしょうか。——なければ、質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第12号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 それでは、次に議案第2区分、議案第2号、専決処分について（柏市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）、議案第5号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○武藤 議案第2号なんですけれども、この重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、高額治療継続者というのはどういう方ですか。

○次長兼障害福祉課長 高額治療継続者というのは、例えば人工透析とか、あるいは精神疾患、統合失調症だとか、あるいは月の回数が4回以上とか、そういった方で所得に引っかかって高い人という、そういった方が医療費がかかるということで、

そういった方を対象にしているということでございます。

○武藤 例外規定を設けたのはなぜですか。

○次長兼障害福祉課長 例外規定というのは、本来は重症心身障害者医療費とか所得制限があるんですが、先ほど申し上げたように、そういった方は医療費がかかるということで、こちらのほうは所得制限が、障害者総合支援法の自立支援医療に準じておりますので、こちらのほうも高額治療継続者等はその期間を例外規定として延長しましたので、それに基づいて今回についてもそれに合わせる形になっていきますので、例外規定として継続するものでございます。

○武藤 結局所得制限がある方で、それでも医療費が高額かかるという方が今回例外規定になったということだと思んですけど、この延長が今回で何回目ですか。

○次長兼障害福祉課長 これは調べたんですが、平成19年の8月から所得制限が入っていますので、そこから3年ごとに障害福祉サービスのサービスの報酬改定がございまして、その都度延長されているところでございます。以上です。

○武藤 高額な医療費を負担しなければならない方に負担を強いるということは、もうやめるべきだと思うんですね。例外ではなく、基準を改正するように国に対して強く求めていただきたいと思います。

議案第5号ですけれど、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定ということで、非常に長いですが、この紙媒体から電磁的記録も認めるということですが、全て電磁記録に移行するというわけではないですね。

○次長兼障害福祉課長 全てということではなくて、省令の中で、当該利用者に関わる障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法によることができるということですので、必要に応じて書面のほうと併用ということもあるかと思えます。以上です。

○武藤 電磁記録で、きちんと保障していくってことはできるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 そちらのほうについては、電磁記録ということ、今のペーパーレスの時代だとかに、そういう事業者からの簡素化の要望とかがあって、今回こういった形になったということで国のほうから確認しているんですが、当然書面でなくさないように保存するという部分もあるかと思うんですが、電磁記録の場合も紙の保存と同様、またそういった電磁記録が喪失しないように、データの適切な保存だとかバックアップなどをきちんと行う必要があるかと思えますので、事業所の集団指導などの場を通じて指導していきたいと考えております。以上です。

○武藤 電磁記録の破壊されるということの心配あると思うんですけども、それについてはどういうふうにご考えていますか。

○次長兼障害福祉課長 そういったことに備えて、そういった記録をそういったことに備えるように、さっき言ったようにバックアップだとか、それに備えた危機管理的な保存の仕方とか、紙と併用するなど事業所ごとに考えていくべきであり、そ

の辺については適宜指導していきたいと思っております。以上です。

○武藤 利用者への説明、同意が電磁記録で行うということで、紙媒体よりもよく理解をしないで承諾してしまうというようなおそれはないでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 紙媒体より理解、説明の部分については保存とか、そういう部分が、電磁的記録、簡素化の部分でもいいということですので、そういった部分については、紙であろうが、電磁であろうが、丁寧に障害の方に接してやっていく部分では変わりないと思っております。以上です。

○武藤 パソコンなどに不慣れな利用者もいますし、利用者が不利益にならないように注意して、重要な契約書や同意書などは紙媒体で行って、きちんと保管するようにすべきだと思うんですけど、どうですか。

○次長兼障害福祉課長 そちらのほうについても、そういった丁寧な説明が必要な場合は、そちらについては、障害の状態に配慮しつつというのは大前提にありますので、そういった部分を配慮して、必要であれば、紙のほうが必要であれば紙のほうで、そういった利便性だとかペーパーレス時代にあって、事業所の方のそういった負担を減らすという観点もありますので、そこは相対的に柔軟に対応して、いい形になればいいと思っております。以上です。

○武藤 記録の保存というのは非常に大事だと思いますので、決して保存した記録がなくなってしまうということのないようにしていただきたいと思っております。以上です。

○鈴木 同じところですが、私もちょっと不安になります。この1番のほうですが、電磁的保存だけで、事業所によって、事業所がうちは電磁的保存だけにしますというふうに決めた場合にはそうなってしまっ、紙を保存しなくなってもいいということなんでしょうか、これは。

○次長兼障害福祉課長 書面に代えて電磁的方法によることができるということで、事業所の判断による部分がございますが、その前に前提として、先ほど申し上げましたが、当該利用者に係る障害の属性に応じた適正な配慮という大前提もございまして、当然紙であろうが、電磁であろうが、そういった紛失を防ぐという点では変わりありませんので、その辺についてはきちんと、大事な記録とかになりますので、しっかりやっていくように指導していきたいと思っております。以上です。

○鈴木 紙は簡単には消えないと思うんですが、電磁的な部分というのは簡単に消えてしまいますので、ぜひともしっかり指導をしてくださいというか、多分仕事が増えてしまうんじゃないかなという心配はしておりますが、心配をしております。2つ目のほうで、利用者さんとしては紙ベースの説明書を要求できるということでもよろしいのでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 紙による説明に対する同意書だったり、そういった部分に合わせて、例えばタブレット等のところでサイン、よく例えば携帯とか何かのときも、紙じゃなくてタブレットのほうにサインみたいな、ああいった形も出てくるか

とっております。以上です。

○鈴木 質問は、その同意するときにタブレットで書くわけですけども、その説明文を紙で下さいということが要求できるのかどうかをお聞きしております。

○次長兼障害福祉課長 そちらについては、必要であればそういったことでできると思っております。

○鈴木 利用者は、要求できるということでよろしいんですね。

○次長兼障害福祉課長 特にそこについては、そこまで書いていないんですが、当然契約ですので、必要であればそういった形をお願いできると思っております。以上です。

○鈴木 説明書は要求できる、同意書、サインをするところですが、それはタブレットでやるというふうに決めた事業所は、タブレットでないと駄目なんではないでしょうか。利用者のほうが、私はタブレットは使えないんで、紙でサインをしたいんだけどというのを要求できて、それで実現できるんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 大前提として、当然障害者ですので、その辺の部分は障害の特性、障害の状態に応じて配慮しつつという大前提がございますので、今委員の方がおっしゃったように、判断能力だとか、そういう部分も含めて、紙のほうが適当である場合は、当然適当なそちらのほうの方法によるのがよろしいのではないかと思っております。以上です。

○鈴木 これ大前提として、障害施設だけじゃないですよ、これって。子供の施設だとか、医療も全部含めて同じですよ。

○次長兼障害福祉課長 今回の議案の中に、障害者総合支援法に定める子供の施設とかも入っていますので、そちらのほうも該当になることとなります。以上です。

○鈴木 分かりました。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。——ほかに質疑がないということで、なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第2号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで、ちょっと早めなんですけど、休憩を5分取らせていただきます。その後、併せて関係する各課の方々も入室していただけたらと思います。それでは、5分の休憩を取らせていただきます。

午後 2時 4分休憩

○

午後 2時 9分開議

○委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの鈴木委員の答弁、残っている答弁漏れの部分を、これからちょっと執行部のほう答えていただきます。よろしくをお願いします。

○高齢者支援課長 議案第12号に関する鈴木委員の御質問について、御報告と訂正をお願いしたいと思います。まず、非常用発電装置の内容に関してなんですけど、発電の種別はディーゼルということでございました。そのときに、事業者の負担が幾らになるかということで、私も1,325万と申し上げたんですが、正しくは1,375万円でした。これは現段階の見込みで、これから契約などをするので、実際の金額はまた多少違ってくる可能性があるかと思いますが、現時点では1,375万の事業者負担が想定されてございます。以上でございます。

○委員長 それでは、第3区分のほうに入らせていただきます。次に、議案第3区分、議案第6号、工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）建築工事）、議案第7号、工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）機械設備工事）、議案第8号、工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（校舎棟）電気設備工事）、議案第13号、工事の請負契約の締結について（（仮称）柏北部東地区新設小学校建設工事（体育館棟）建築工事）の4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○村越 この4議案については、議会の中で工事の工期とか、そういった部分については答弁があって、詳細について説明があったというふうに思われます。ちょっとここで今関連しているとも考えますが、今35人学級について、年度から順次移行が進んでいくということなんですけども、こういった中での校舎というのは、また増設とか、いろんな改造が必要となるんでしょうか。

○学校施設課長 これから順次文科省のほうで、40人学級から35人学級に変えていくということで、千葉県の方は既に低学年については35人学級を実施しておりますので、今後高学年、35人学級が増えていくと思われます。児童推計等、私ども検討しまして、今のクラス数で足りるのではないかとということで設計をしております。足りなくなった場合は、スペースが余剰スペースというか、ラウンジ等各階にあり

ますので、そちらを教室に変更することも可能ですので、そういった形で対応していくと考えております。以上です。

○村越 きめ細やかな指導というところでは、35人学級が非常にみんな望んでいた、または教育現場もそうだったと考えますので、そういった対応のほうもまたよろしくお願ひしたいと思ひます。続いて、柏の北部地区の新設小学校の件ですけれども、田中北小学校の件ですけれども、移転とか、それから新築というふうな形で進められていると。これ学校名を含めた、田中北小学校の文化とか歴史、そういった継承をどのように考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○学校教育課長 まず、北部新設小学校の校名につきましては、これまでも学区の該当する町会の方、また学校PTAの方から田中北小学校という校名を継承してほしいという御要望をいただいているところがございます。正式な校名の決定に当たりましては、今後学校の建設に併せて、市議会のほうに改正議案を上程させていただきますけれども、柏市立小学校設置条例改正後に正式に決定されるものでございますが、私どもといたしましては、こういった地域からの御要望というものを尊重したいというふうと考えております。また、校歌をはじめといたしました田中北小の伝統、文化、こういったものに関しまして、引き続き新設小学校に継承してまいるというところを基本には考えておりますが、こちら両校の保護者であったり、あと児童を通して、今後十分に調整していかなければならない事項だというふうと考えております。以上でございます。

○村越 保護者、地域の方、そして子供のために、いろんなそういったところの調整等もお願ひしたいと思ひます。以上です。

○山下 この配置計画については、誰がどのような過程でつくっていったのでしょうか。

○学校施設課長 学校のプランにつきましては、まず地域の皆さん、学校関係者や地域の皆さん、あと市内の担当者とワークショップを開きまして、敷地の使い方、校舎の配置、そういったものについて検討させていただきました。この中で、この学校は、みんなの森と称しているんですけれども、残地の森林があるということで、これを生かすという意味合いから今回のような配置になっております。また、多くの子供が集中して登校してくることから、交差点に正門を設けようと。そういった形でこういった配置計画となっております。以上です。

○山下 学校や教員や地域の方の意見を踏まえて、教育委員会がつくられたという理解でしょうか。

○学校施設課長 はい、そのとおりです。

○山下 これに併せて、児童の意見が入っているというのか、またコンサルタントなどの関わりがあるのか、お聞かせください。

○学校施設課長 当然設計に関しましては、設計業者のほうに委託をかけていますので、設計コンサルタント会社がいかにこういった図面の作成とか、提案とか、そういったものをしております。子供たちの関わりについては、これから子供たち

にこれからできる学校ということで、子供たちに色を決めてもらうとか、仕様をどういった仕様にしようとか、そういったところを含めて、子供たちのワークショップをしていく予定です。以上です。

○山下 この学校についてはあれですけども、文化施設とか教育委員会などの建物などについて、子供たちの意見も事前に取り入れていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。今後のことで。

○学校施設課長 子供たち、学校に関しましては、先日工事の終わった土小学校につきましても、工事をしている、する前ですよ、子供たちの意見を聞くワークショップの機会を設けましたり、今の学校の好きなどを挙げてもらって、そこをどうやって生かしていくかというようなこともやっております。今後も子供たちの意見は大変貴重なものですので、私たちは積極的に取り入れていきたいと考えております。以上です。

○山下 ぜひともよろしくをお願いします。学級菜園やみんなの森というのがぱっと目に入るんですけども、市内でほかに例というのはあるのでしょうか。

○学校施設課長 学級菜園につきましては、それぞれの学校が工夫して、学校のスペースを活用してやっているところであると思います。この森につきましては、一部の学校へ森を借りたり、所有している場所がありますので、そういった場所で理科の授業ですとか、そういったところに活用している例はございます。以上です。

○山下 このみんなの森につきまして、先進事例や何か参考にされた学校などはあるのでしょうか。

○学校施設課長 市内では土南部小で森林活用しているということで、参考にさせていただいております。その他は全国森林の活用というところが、参考の例が出ていますので、そちらも参考にしております。以上です。

○山下 体育館の更衣室が設けられておりますが、これは児童が使えるものでしょうか。

○学校施設課長 一応児童の使用ということを考えております。以上です。

○山下 小学校でも、もう更衣室などもこれからの時代必要になってくるなと思うんですけども、柏市全体ではどのような、平均的なものなんでしょうか。

○学校施設課長 この新設小学校は、体育館のほかにも校舎棟のほう、各フロアに更衣室は用意しております。今工事の進んでいる田中小、柏七小におきましても更衣室は用意しております。先日終わった土小でも更衣室は改修の中で設置しております。今後着手していくこういった大規模な工事については、更衣室のスペースを確保してつくっていききたいと考えております。以上です。

○山下 給食室について、この最新の基準を満たしたもののなんでしょうか。

○学校保健課長 こちらにつきましては、国の学校給食衛生管理基準のほうを満たした対応にしております。以上です。

○山下 次に、学校図書館のラーニングセンターなんですが、同規模の学校と比較したこの面積や、想定される冊数というのはどのようにお考えでしょうか。

○学校施設課長 ほかの学校に比較というのなかなか難しいんですが、学校の規模にもよりますので、大きな規模の図書室を用意しております。蔵書数もそれに合った棚等を設置する予定です。以上です。

○山下 これは、行く行く地域開放なども考えての設計なんでしょうか。

○学校施設課長 当初は、子供たちが急激に増えていくということで、なかなかすぐに一般開放ということはないんですけれども、市立図書館のほうの方針のほうでも、学校との連携等はうたわれていますので、そちらを踏まえて今後検討していくことになると思います。以上です。

○山下 児童数が大きな学校なのであれなんですけど、長い目で見て、柏がコミュニティスクールの件を打ち出して、この学校の配置とか造りで、コミュニティスクールを意識した部分などについてお示してください。

○学校施設課長 コミュニティスクールにつきましては、まだ始まったばかりというか、今までの学校評議員制度ですとか、そういったものの延長というか、より地域との結びつきを強くさせていこうというところだと思います。今回のプランにおいては、校門に近い場所のフロアに地域ルームというもの、それからその隣にPTAルームというものを校舎側にしつらえております。また、体育館棟は1階に多目的で使える広い多目的室を用意しておりますので、そういった地域の何か活動あるときには、そちら体育館のアリーナのほかにも、そういったスペースも確保しているので、利用できるのではないかと考えております。以上です。

○山下 入札についてお尋ねします。議案説明会的时候には、低入札調査会で諮るとおっしゃっていましたが、どのような話し合いなどが行われたのでしょうか。

○学校施設課長 低入札調査会につきましては、うちが設計した金額に対して、低い金額での応札があった場合に開かれます。その目的は、ダンピングの防止ですとか、粗悪工事の防止ですとか、あとは適正な下請契約ですよ。下請にしわ寄せが行くようなことがあってはまずいので、そういったことのないかどうかについて、実際に札を入れた会社と面談というか、呼びまして、その辺の審査をしていきます。見積書が適正かどうか、そういったところを中心に確認をしていくということになります。以上です。

○山下 調査会の委員というのは、これは公表できるものなんでしょうか。

○学校施設課長 委員は、市の契約担当部局、それと我々技術管理部局と我々の発注担当課が委員になっております。以上です。

○山下 そこで話し合われて、適正であるということを出されたということでしょうか。

○学校施設課長 はい、そのとおりです。

○山下 ちょっと素朴なあれなんですけど、体育館ですが、これは電気とか機械設備というのは、一緒に含まれているのでしょうか。

○学校施設課長 電気設備工事、機械設備工事につきましては別途発注をしております。ただ、今回は2億円、契約金額というか、設計金額が2億円を超えています

るので、この議会案件にはなっていないということになります。同時に発注しておりますので、今回この議案が通った段階で、含めて一緒に契約という形になります。以上です。

○山下 体育館の入札で、参加なしということでしたけれども、どのように原因や、これからのこのお考えをお示してください。

○契約課長 2回目の契約に関しましては、4月27日に公告いたしました。大型連休のちょっと前でしたので、必要な日程がもしかしたら取れなかったんじゃないかというふうに想定しております。今回の設定を4月27日とした理由でございますが、校舎棟の管理と一体に現場管理をしたいという意向もございましたので、今議会に間に合うような形で設定のほう組んでおります。今後につきましては、やはり業者の方の考える時間ですとか、それをきちんと確保する形で日程の調整していきたいと思っております。以上でございます。

○山下 恐らくこの急いで、柏市としてもちゃんと急いでいることがあったのではないかと思うんですけれども、原因は、今お聞きしたところだと、この日程のスケジュールの連休とか、そういうものがあったからというふうにお示しいただきましたけど、入札資格とか、そういったものは適切だったというふうにお考えでしょうか。

○契約課長 適切だったと考えております。以上でございます。

○山下 最後に、田中北小というのは、今後どうなるんでしょうか。

○学校施設課長 田中北小は、令和5年度4月開校して、引っ越しをする形になると思われま。その跡地の利用については全く白紙ですので、今後委員会内、庁内で検討していくことになると思います。以上です。

○山下 ここではそんなに深くあれですけど、何年に建てられた学校ですか。校舎としては。

○学校施設課長 田中北小学校は、昭和30年に田中小から分離している学校です。今の校舎につきましては昭和48年、一番古いものは昭和48年に建てられた校舎になっております。以上です。

○坂巻 じゃ、何点かお尋ねいたします。この校舎の図面見たんですけども、何かどっかで見たと感じがあったんですけども、この教室というのは、前後とか左右とか可動するようになっているんですか。

○学校施設課長 一応前後というか、教室については今回土小から始めているんですけども、三面にホワイトボード、普通教室って、前に黒板があって、後にもう一枚黒板がある形なんですけど、今柏市の方針としては、廊下側にもホワイトボードをもう一枚設置して、三面ホワイトボードという使い方をしていきたいと思います。子供たちが書き込んで、みんなで話し合えるスペースを増やそうということで、子供たちに自主的にいろいろ考えてもらおうと、話し合ってもらおうということで、そういったしつらえにしております。ですから、一瞬どこが前か分からないんですけども、一応子供たちの机は今までどおり前を向いているんですけども、授業が展

開する中で、三面のホワイトボードを使いこなしていきたいということで、今回のようなしつらえになっております。以上です。

○坂巻 だから、廊下と教室の間仕切りが移動するとか、そういうのはないですね。

○学校施設課長 今回廊下の間仕切りは動きません。入り口があって、そのほかの場所は変わらないというか、可動ではないです。以上です。

○坂巻 それと、2階平面図の、屋上緑化になっていますけれども、これはどんな形での緑化を考えているんですか。

○学校施設課長 背の低いというか、植物を植えるような、プランターではないですけれども、そういった屋上緑化のシステムってございますので、そこに給水しながら、植物が枯れないような形で管理していくという形になります。以上です。

○坂巻 じゃ、軽い土を置いて、何かを植えていくというような考え方でよろしいんですか。何か、風早南部小でしたっけ、何かやはり屋上緑化して、何か芋か何か植えなかったっけかな。何かそんなようなことを前にたしか、風早南部小ではそんなような部分があったように聞いていたんですけども。

○学校施設課長 風早南部小学校は、イメージ的には花壇のような形の屋上緑化ですけれども、今回はもう少し軽量というか、軽いシステムで水を、特に毎年種をまいて育てるといような形ではなくて、宿根というか、通年枯れないタイプの植物を植えていく予定です。以上です。

○坂巻 じゃ、芝生で覆うよとか、覆うとか、そういうものじゃないですね、緑化といっても。

○学校施設課長 とは違います。

○坂巻 それと、じゃ次ですけども、屋上は太陽光発電設置していますよね。これは、どのくらいの能力というか、学校内の電力を何%ぐらい賄えるような形になっていますか。

○学校施設課長 学校全体という使い方は、子供たちの数によって消費電力も変わってくるので、たとえの言い方しますと、50キロワット時の屋上、太陽光発電機を載せる予定です。それは、大体36から38教室の照明器具を使える。それは天気がよくて、普通というか、フルに発電している状態で、そのくらいの教室の照明を利用できる発電量です。以上です。

○坂巻 そうすると、建物の何%くらいとお考えですか。

○学校施設課長 先例のデータから見ますと、建物全体の消費でいくと、15%くらいになるのではないかと思います。

○坂巻 私一般質問でも質問させていただきましたけれども、千葉商科大学は全体を太陽光で賄うというのは記事に載っていましたね。実際私、行って見てはいないんで分かりませんが、新聞報道ですと、それ全体を賄うと。そのような記事になっていましたけれども、やはり柏も、斬新的な形というのも、こういう新しくつくる時は、考えたほうがよろしいかと思うんですけども、そういう話というのは、教育長は温暖化対策の副本部長じゃない、本部員でしたね。そういう中というのは、

そういう考え、出ないんですか。

○教育長 今回の学校の設計の中で、前回もたしかこの席で坂巻委員からも質問されましたが、いろいろ緑化の問題とか、あと森の問題とか太陽光の問題、特に太陽光に関して、うちのほうも話ししたんですけど、やはりあとは全体の財政的なものがあるという、その関係もありまして、やれるところまで一応やろうということので今ここに立っています。以上です。

○坂巻 それでは、先ほどほかの委員さんからもありましたけども、みんなの森って、今残っている部分で、けさも通ったんですけども、やはり結構伐採していますよね。意外と高い木が残っていますよね。だから、やはり周りの住宅を考えると、高木じゃなくて、中木か低木ぐらいに植え替えるというか、そういうことを考えたほうがいいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○教育長 今御指摘のあったことですが、それについても我々のほうでもちょっと話をしております。というのは、高木の場合、倒れる危険性あるいは落ち葉とかいろいろありますんで、この先、学校を建築していく中で、またさらに検討していきたいと思えます。以上です。

○坂巻 ぜひよろしくをお願いします。というのは、道路よりも一段高いんですよ。住宅地が道路とフラットというか、それよりも1メートル二、三十のほう、ちょっと上がっていますよね、建設予定地というのが。だから、その辺をもう少し考慮していく必要があるのかなと思います。次に、もう一点は、最近あまり言わなくなりましたが、この雨水をどのように使うとか、そういうお考えはありますか。

○学校施設課長 この学校につきましては、屋根に降った水は一度地下に貯留しまして、それ屋外の散水用の水として再利用する予定でおります。以上です。

○委員長 では、換気のため、暫時休憩いたします。

午後 2時37分休憩

○

午後 2時42分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小川 よろしくお願ひいたします。体育館棟のところなんですけれども、先ほどの答弁で、地域の方も参加したワークショップも開かれたという答弁いただきましたが、地域に開かれた学校建設というのが大事な視点だと思います。災害時の対応というのはどのように考えてつくられたのか、お聞かせください。

○学校施設課長 市内小中学校は、全て避難施設、避難所ということで指定されております。当然この学校も避難施設になることは想定というか、それを見込んだ設計をしております。体育館につきましては、アリーナは2階になってしまって、足の不自由な方、2階に上がるのは大変なんですけれども、1階部分に広い多目的室を用意しておりますので、車椅子等で避難された方はそちらを利用することは可能です。なおかつ多目的トイレも設置しておりますので、その辺は、利用については心配ないかなと。あとは、災害対応ということは、マンホールトイレですとか、非

常用の井戸ですとか、そういったものも設備として整えた形で考えております。以上です。

○小川 ありがとうございます。備蓄品についてはいかがですか、備蓄品。

○学校施設課長 体育館棟に、市としての防災備蓄倉庫と、あと2階には学校用としての備蓄倉庫というのを2か所倉庫を備えております。あと、必要な備蓄品というのは防災安全課のほうで今後整理して、収納していく形になるということです。学校のほうにも備蓄の食料品ですとか、そういったものが収納される予定になっております。以上です。

○小川 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木 よろしくお願ひします。今坂巻委員、それから小川委員から質問が出ましたので、似ているところもあるんですが、まずこの設計に関しまして、今回のこの議案は契約議案ですよ。だとは思いますが、ですから設計がされてから、議員というのは何のチェックもできない、できないというか、意見も言えないままここまで来ちゃって、設計が終わって、もう契約議案という形になるのでしょうか。

○学校施設課長 設計で、約2年間かけて設計をしてきました。地域の皆さんとか意見交換しながら進めているんですけども、議会の皆さんには、設計は進めているということは予算の説明とか、そういったところではさせていただいているんですけども、細かい内容につきましては、意見は聞くことができていないということが現状だと思います。以上です。

○鈴木 分かりました。じゃ、そういう前提でちょっと幾つか質問させていただきます。先ほど坂巻委員からもありましたが、太陽光発電50キロワットというふうにお伺いしました。先ほど坂巻委員も言ったように、商科大学は100%を達成するという形で進んでおりますが、柏市は公共施設を造るに当たって、温暖化対策、SDGs含めまして、こういう小学校の建設をするに当たって、そういう観点はどのような観点で取り組まれたのかをお示してください。

○学校施設課長 柏市は、環境部局のほうでCO₂削減の指針等を出しております。そういった中で、この太陽光ですとか、その他省エネ機器の導入ですとか、そういったものの方針は示されております。私ども、特にその容量までについては、特に数字的な目標値までは上がっていない形で、導入という目標が掲げられております。そこで我々は、太陽光は導入しますと。あと、そういった省エネ機器類、そういったものも導入しますということで、一応導入についてはそういった形で前向きに検討して、設計のほうに取り組んでおります。あとは、教育長のほうから話ありましたけども、費用対効果というか、費用が今回も結構大きな金額張っておりますので、どこまでそちらで費用かけられるかということも検討しながら、今回のいろいろの導入になっております。以上です。

○鈴木 この建設工事の資料等見ますと、そういう観点が全然書かれていないんですね。やはり柏市として建てるのであれば、100%目指したと。けれども財政上の問題で、70%しか発電ができなかったとか、そういったやっぱり数値が、やっぱり出る

べきじゃないかなというふうに思うんですね。50キロワットが財政的な問題でできなかったのか、あるいは場所、設置スペースがなかったのか、その辺もちょっとよくは、先ほどのお話ですと、財政的になって話なんです、財政的という言葉だけであって、本当に予算が取れなかったのかどうかというのがよく分かりません。特にその体育館の屋上に関しては、空いているんじゃないかと思うんです。ですから、スペース的な問題としてはあると思うんですね。そういう面では、もう少し考えていただきましたかったなというところが要望です。それから、太陽光だけではなくて、風力発電、これだけ広い敷地ですから、風力発電も検討したんでしょうか。

○学校施設課長 風力発電は、特には検討しておりません。以上です。

○鈴木 分かりました。残念です。あとは、余剰電力に関しては、夏休みとかの発電した、夏休みのときは使うことがほとんどないと思うんですが、そこで発電されたものはどのような予定でしょうか。

○学校施設課長 学校が動いていない時期の余剰電力については、売電をする予定で設計しております。以上です。

○鈴木 了解です。先ほど雨水は、散水に使うというふうな話がありましたが、アミューゼ柏はトイレに雨水を使っていると思うんですが、こういう考え方というのは、今はないんでしょうか。

○学校施設課長 検討はしているんですけども、今回は屋外の散水ということで最終的には決定しております。以上です。

○鈴木 ランニングコストで、水道料金、学校の水道料金というのが3億円ぐらいかかっているわけですよ、全学校です。今回、昨年度2億4,000万ぐらい下がっているみたいですが、子供たちが来なかった月があったと思いますので、そういう意味でも3億円近くかかる水道料金ですから、ぜひなるだけ水道を買わなくてもいいようなよう設計をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。それから、先ほどの小川委員からもありました避難施設、避難の施設としてどう使うかという観点で、最初から設計の中に組み込まれた、組み込まれて検討されたんでしょうか。

○学校施設課長 避難、防災関係ですよ。そういったところは、防災安全課と協議しながら進めております。以上です。

○鈴木 避難時の給食室に関しては、避難の方への給食提供、食事提供ができるような形になっていますでしょうか。

○学校保健課長 特に施設整備の面においては、そのようになっておりません。ただ、給食調理業務委託者のほうには、災害時に協力いただけるような、委託契約の中では協力のお願いはしております。以上です。

○鈴木 ぜひ避難施設になったときの給食の提供ができるようなことを検討して、考えておいていただければと思います。それから、比較的大規模な学校だと思うんですが、地震等があったときに、子供たちがグラウンドに避難するまでの時間は、どれぐらいの時間で避難できるような形で考えられているんでしょうか。

○学校施設課長 4階建ての、ちょっと時間までは、ちょっと今手元にはないんで

すけども、通常の学校、4階建ての学校ありますので、避難距離としては変わらない、変わっていませんので、通常の今までの学校と同じような形の避難、時間が確保できていると思います。以上です。

○鈴木 ちょっと心配ですね。最初から建設するに当たって、子供たち、1,300人とか1,200人子供が10分で避難できるような設計で階段とかを考えましたとか、そういうことをぜひ回答いただきたかったんですが、本当に考えてつくられたのかというのは多少心配になりました。あとは、先ほど給食室の件で、国基準に合わせた形にはなっていますというお話がありましたが、昨日おとといの一般質問の中では、柏は国基準よりも大きな面積で、給食室の計画を考えているって話もありましたが、先ほどの答弁では国基準とおっしゃったんですが、これはどういう形でしょうか。

○学校保健課長 多分恐らくさきの答弁の中では、国の整備の補助基準の面積だと思います、答えたのが。私のほうで今答えましたのは、給食室を造るときですね、学校給食衛生管理基準という、要は施設の仕様ですね。部屋を開けなさいであったりとか、ドライシステムを導入しなさいとかといった、そういう仕様のほうは全てクリアしているということです。ただ、この学校給食衛生管理基準につきましては、施設の規模、面積についての定めというものはありませんので、そちらについては、これまでもそうですけれども、自分たちのほうで適正な規模のほうを、その学校の中で確保できる面積の中でつくっております。ですので、そういう基準に合った仕様にはしていますけれども、学校によってやっぱりサイズのほうが多少変わっております。以上です。

○鈴木 たしか給食のほうの計画では、この学校はセンター方式には入らない学校ということでしょうか。

○学校保健課長 今回整備しましたので、この施設が使える間は、この自校式を維持していくことになると思います。ただ、本当の建て替えになるような遠い将来については、また全体の中でセンター方式というものも、候補としては対象になるというふうに考えております。

○鈴木 以上です。ありがとうございました。

○矢澤 それでは、お願いします。まず、第6号から第13号までの入札の件でちょっとお伺いします。先ほども山下委員のほうからも出ていましたけども、この第6号校舎建設は入札、落札率80.4%、第7号機械整備76.8%、第8号機械工事が74.1%、第13号は、これ一度は契約にならないというか、入札が行われなかったんですけども、2回目で99.5%という形になっています。この工事契約の予定価格というのは、これは国土交通省のほうで細かく積算基準が決まっているというふうに伺いました。そういう中で、積算方法というのは大体こう分かっているわけだから、私も談合だとか、それは困るんですけども、しかし、どの企業も大体同じくらいというかな、そういうところの入札金額、出してくるんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、それでも例えばこの電気設備工事だと5億3,713万円の予定価格なんですけども、落札金額は3億9,820万、74.8%、先ほど言いましたけども、中にはそ

れ以外、それ以外には3億2,500万という、60.1%の入札が、提示した業者もあるんですけれども、ちょうど話合いもしたというようなことも先ほど伺ったんですけれども、安ければもちろんいいというわけでもないし、ちょっとその辺の心配なところあります。この予定価格と入札価格の、入札額のこの差というのを、これというのを、本来、先ほど言ったように働く人の労賃とか、あと材料費だとか、どんな器具というかな、建設機械器具を使うかとか、いろんなことあると思うんですけれども、この予定価格と入札額の違いというのを、これだけ、3割とまではいかないけれども、この差が出るということを教育委員会のほうはどうやって考えていますでしょうか。

○学校施設課長 先ほど低入札の調査会というのはありましたというお話はしたんですけれども、その中で業者とヒアリングしていく中では、今回電気設備、機械設備の業者は結構大きな、全国規模の大きな会社で、いろいろ扱っている数量も多いということで、メーカー、問屋との仕切り値が結構安く入りますというようなことを業者さんは、おっしゃってましたので、それによって、やっぱり、業者によっても多少物の仕入れ値段とか、そういったもので差が出てくるのかなというところは考えております。あと、大きな会社は、やっぱり現場の整理の仕方ですとか、仕事の進め方とか、そういうところをいろいろ考えて、合理的にやっているところもあって、多少の価格の差が出るのかなと考えております。以上です。

○矢澤 これ、これ以上だったら駄目だったかな。あまりにも低くては駄目だって、何か基準とかありますか。

○学校施設課長 計算がありまして、ある程度の率以下はもうこの低入札の審査をする前の段階で、もう失格基準というのは決まっています。以上です。

○矢澤 だから、先ほど言ったその3億2,500万の60.5%、これはもともと駄目というふうなことで考えられたんですか。

○学校施設課長 大まかに言うと、7割、9割で大体決めて、ちょっと大ざっぱに言いますと、7割以下は本当にもう無理なんじゃないかというような価格で決めています。ただ、これ計算式あるので、7割というのはあくまでも目安として考えてください。以上です。

○矢澤 分かりました。ただ、本当に、それが例えば働く人のところへの影響だとか、下請とか、そういうところにきちんと対応がされていないとかいうふうなことになると困るので、しっかり見ていただければと思います。

それから、第6号議案の校舎建設のことで、広い教室の整備というのがあるんですけれども、これ一般的に私も縦8メートル、横8メートルかな、それぐらいが一般的だったと思うんですけれども、この広い教室というのはどういうふうなイメージでしょうか。

○学校施設課長 今回、三面ホワイトボードという説明を先ほど差し上げたんですけれども、子供たちが教室の中である程度授業中動き回るというところを想定してまして、今のサイズの教室では、机が置いてあると子供たちの移動がなかなか難し

いということがありますので、その分サイズを少し上げまして、子供たちの移動がスムーズになるような形で考えております。

○矢澤 35人学級の話もありましたけども、本当に35人超えたところで、今の教室だと本当に動きができなくなってしまうという状況でありますから、ぜひ余裕のある教室造ってほしいんですが、これは今後も一般的というかな、柏で校舎建築とか、大規模改修とか行うときには、これがやっぱりある意味じゃ当たり前になっていくんでしょうか。

○学校施設課長 これをある程度スタンダードと考えて、柏小学校はまたサイズ感は、形はちょっと違うんですけども、やっぱり広い教室採用しておりますので、こういった形で広めの教室を今後整備していくというのがスタンダードになっていくかと思えます。以上です。

○矢澤 それでは、給食室について先ほども出ていましたが、災害時の給食の委託協定結んでいるって話はあったんですけども、これ行うんですか。

○学校保健課長 内容的には、これ委託の更新のときでも、3年ぐらいの契約を結んでいますので、委託の更新のときに、災害時について協力をしてほしいというような、まだ具体的よりは、そういう内容のお願いというものが契約の中に入っているということになります。

○矢澤 私前に、ずっと前にたしか委員会で同じようなことで、災害時のことを伺ったときに、やっぱり課長から同じような答弁もらったと思うんですけども、一般質問の中では、学校の給食室について、災害時の避難時の給食提供についてって言ったら、一切それは想定していませんとかいうふうな答弁があったんですけども、それとはどういう関係になりますか。

○学校保健課長 その文言の中に、給食の提供という形ではなくて、災害時の協力という形での内容になっております。

○矢澤 分かりました。協力というと、具体的にはどんなことを、普通に考えると、給食委託業者が協力するということ、その施設を使って何かをするというふうにするんですけども。

○学校保健課長 まだ、実際には具体的に何をやるかというところまでは詰めてはおりません。ただ、これまでそういったものも何もなかったので、少しそういったときに協力はしてほしいという、まずそういうところから手続といいますか、お願いをし始まったというところになります。以上です。

○矢澤 そうすると、率直に言って一般質問のときの答弁は、非常に乱暴だったと私は感じます。一切、想定はしていませんという答弁だったんですけども、やはり災害時にこの給食室が活用される、それが委託業者との協定で、それがどこまでできるかというのは災害によってまた違うかもしれないけども、活用できるものについては活用するというふうなことで、一切これ考えていませんというふうな、あれはちょっと変えたほうがいいんじゃないかと。あと、ホームページ上でのQ&Aですか、そこにも一切それは考えていないというふうなことに書いてありますけども、

今後この問題については、今言った、課長が言ったこの協力、委託との協定の問題、これは私も不審に思ったのは、以前にもここで質問したときに同じような答弁もらったのに、なぜ一切、それはありませんというふうに言われるのか、その辺の関係がはっきりしなかったんで、とにかく今回はそれを委託業者との協定を進めるってことなんで、ぜひ進めていただければと思います。それでは、この給食室は1,800食というふうにここに書かれているんですけども、面積は幾らありますか。

○学校施設課長 約850です。以上です。

○矢澤 850平方メートルで、学校給食将来構想で示されているこの安全安心が担保できるという、このモデルプランに合わせると、1,800食というのは何平方メートル必要になりますでしょうか。

○学校保健課長 今の1,800食ということなんですが、学校保健課として一般的に想定している、多分それ最大か何かで、短期にはそういう使い方もするという事なのかかもしれないんですけども、想定食1,500という形で私どもは考えております。

○矢澤 そうすると、1,500食というんですけども、これって、建設工事のこの資料にはきちんと1,800食というふうに書いてある。これ1,800食って書いてあるのに、これは、じゃ間違っているってことですか。

○学校施設課長 今保健課長からも言われましたように、ピークですね、本当に増えてきてしまったときに、1,800までは何とか耐えるというか、可能な、供給可能な形で考えて設計しておりますので、一般でいう食数については、先ほど保健課長が言った形になります。以上です。

○矢澤 この新設校は、最大時で、資料でいいますと一応1,360、70人をたしか想定していると思うんですね。それに教職員が加わると。すると、1,500というふうなこともあるかもしれないけども、でも1,800食を作ると、そういうふうなことがあるかもしれないということで1,800食を作るわけですけども、それを想定して、いろんな整備するわけですよ。だから、したら1,800食を作るだけの広さというのは当然確保されなければいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○学校保健課長 今回この800を超えた大きさですけども、こちらについては学校保健課の算定からすると、通常で算定されている大きさというふうに考えて、通常賄う大きさということで考えております。あとは運用であったり、ちょっと狭くなりますけど、釜を少しサイズアップすることによって、それを超えたとき、短期間についてはそういう対応ができるというふうに考えております。

○矢澤 でも、設計段階で1,800食って出しておいて、実際は1,500食しかやらないだろうから、その広さしか使わないよって。これはちょっと、そういうことって、いわゆる行政の手法としてというかな、やり方として許されることなのかなというふうに。私は1,800食って、出すということは、1,800食必要だから。だから、これやる。だったら、最初から1,500食でこれ造ればよかったと思うし、そうすればそれだけ建設費も変わってくるかもしれない。それを1,800食って書いてやって、早く工事しますよって行って、いざ何かあったら、いや実際には1,500食だからって。これ

って許されることなんですか。

○**学校教育課理事** お答えします。あくまでも現在の推計、児童推計からいきますと1,500食までは最低限必要であろうということで、その施設は造り上げております。しかし、今後の子供の人口、子供の増加数が不確定なところもございますので、今回の広さを活用すれば1,800食まで可能という考えで表記するものでございます。以上でございます。

○**矢澤** 私ははっきり言って、言い訳に聞こえちゃうんですよ、どうしてもね。1,800食を作るとしたら、これは1,800食必要になるとしたら、モデルプランありますよね。このモデルプランで言ったら何平方メートル。そして、1,500食だというふうなことで言ったら、モデルプランで言ったら、これは何平方メートルになりますか。

○**学校保健課長** この学校給食の将来構想の中では、1,200平米までしか算定しておりません。ですので、この場での正確な数字のほうを示すことはできませんけれども、1,000食から1200食を大きくしていくときの、その増加率というのですかね、大きさの比率で算定するならばという、そういう計算であればということになりますけれども、そういった条件であれば、1,500食であれば大体940平米ぐらい。1,800まで行くと、1,200を超えるような大きさになるというふうに推計されます。

○**矢澤** 私もこの構想案に出ていましたので、22ページに800食までは業者がこれ作ったけども、それ以降は伸び率で計算しましたというふうに書かれていましたので、計算してみました。そうしたら、600食から200食増えるたびに、これは基本的には1.2倍なんですよ、小学校は。中学校は約1.25倍。これ計算すると、1,800食でやりますと1,232平方メートル。実際の、これが850平方メートルなんで、69%ぐらいになっちゃうんですよ。1,500食だとすると、1,400食がやると855で、1,600が1,026だから、今言われたように940ぐらいになるかもしれない。でも、それにしても、この850平方メートルには足りないんだけど、安心安全な給食を担保するためには、これの面積が必要なんだということで、一般質問のときに私伺いました。このモデルプランに出されている面積は本当に必要なんですかって聞いたときに、理事は、これが安全安心のための給食の広さなんだというふうに答弁されました。にもかかわらず、今教育委員会のほうで言っている最低1,500だというふうなことでも、それをクリアしていない。そして、この1,800食で言ったら、1,232平米だから、もうとんでもない、少ないこの面積になっているんですよ。数が増えれば、当然機材も大きくなってちやいけないうし、事によったら炊飯器増えるかもしれないし、用具とか、食材を置く場も増えるだろうし、そして当然調理器具、配膳室なんかも当然増えるわけですよ。だから、それが今言っているように、これが絶対安心安全のためだったら、また衛生管理基準を満たしていくためには、これが必要なんだというふうに言うんだったら、もうこのところ、ここの新設校を建てるときからも、ある意味では分かっているから、そういう広さにすべきではなかったんですか。

○**学校保健課長** 委員おっしゃるように、モデルプランからしますと、サイズのほうは小さいという現状です。特に委員が今おっしゃったように、食処理をする、作

るところというのが一番大事ですので、その面積をしっかりと確保しております。その結果何が起きるかという、配膳室、できた料理を配る配缶ですね、配膳といえますかね、食缶に入れて各教室まで持ってくるんですけども、そのスペースが今回非常に小さくなっております。その結果、本来であれば各クラス用の配膳台というワゴン、それを給食室の中で載せて、各教室まで運んで、各フロアのほうに運んでいくんですけども、それが困難なために、今回はそのスペースを小さくしたために、よく給食センターから持ってくる時に使うようなコンテナというんですか、その上に重ねて入れるような、スペースを少なくして済むようなもので給食室の配膳室のほうは対応すると。その代わりそれを各校舎のほうに持ってきますので、校舎のほうに置く、ワゴンホールというんですか、そういったところを逆に広くしなければいけないという、そういう対応をしております。以上です。

○矢澤 いろいろ工夫して、衛生基準をクリアしようといういろいろ工夫したんだと思うんですよ。だから、ある意味ではこの850平米というのももうぎつぎつで、これ困っちゃうというふうな状況では、働く人だって働きづらいわけだから、いろいろ工夫して、そしてだから850でも、今課長が言ったよりも、もうちょっと狭くできるかもしれないけども、少なくとも850は取ろうよという形でやったんだと思うんですよ。だから、そういうふうに工夫すれば、この衛生管理基準に出されているこの面積、何度も一般質問の中でも出たけども、その面積じゃなくちゃできないってことじゃないわけですよ。ちなみに、伺いますけれども、参考までに、今建設中の田中小学校の給食室は何食対応で、何平方メートルになっていますか。

○学校施設課長 田中小学校につきましては、給食室の面積が約830平米、こちらも1,800食対応で考えております。1,500ですね。以上です。

○矢澤 1,500食。1,500食で830というのと、事前にヒアリングでは1,800って言っていましたけども。

○学校施設課長 すみません、1,800です。

○矢澤 1,800ですよ。1800の食で830平方メートル。これ今の、今回の計画よりもっとちょっと狭くなっちゃっているんですよ。私は、教育委員会はこの1,800食で、830で、また850で、衛生管理基準をきちんと満たして、そして安全な、安心な給食を作るということはできるというふうに確信持っているから、これ出したんだと思うんですよ。できないのに、これ基準を満たしていないことを分かっている、こんな造り方は絶対しないと思ったんですよ。だから、そうしたら、何回も言っているんですけども、ほかの学校の基準を、この面積、この面積が足りないからできないんだ、できないんだと言うけども、今やっていることだってできるというんだから、これはモデルプランの計算の仕方が違っていると。だから、もう一回これはちゃんと、今回、今のこの、今日の議題じゃないからあれだけども、それはきちんと見直しをしてほしいと思います。私は1,800食、1,500食でも、この八百幾つのあれでできるというふうに思って提案されていると思うから、もちろんこれは賛成するんだけども、だったらこのほかのところは、この面積がないから一切駄目ですよという、

そういう言い方、それはやめていただきたいというふうに思います。以上、そのことをぜひお願いして質問を終わります。

○委員長 それでは、ちょっと換気のため暫時休憩いたします。

午後 3時19分休憩

○

午後 3時25分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○学校施設課長 先ほどの最後の話の中で、田中小の給食の食数の話出ましたけれども、私1,800と答えましたが、考え方は新設小と同じで、通常1,500、最大時1,800対応可能ということで考えております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。——なければ質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第8号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方、教育長、部長以外の方は退席されて結構です。大変に御苦勞さまでした。あわせて、請願に関係する各課で入室していない方は、入室をお願いします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。請願第1区分、今期定例会で受理した請願37号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があればこれを許します。——何もないんですね。

○委員長 これより採決いたします。

請願37号について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願38号、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があればこれを許します。

○矢澤 それでは、3点伺います。ここに少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現することということがあります。定数を改善するということが、本当に大切なことなんです、その前提となる定数どおりに教職員が配置されていないという現状があります。いわゆる教員未配置というふうなことで、年度初めからあるって聞いているんですけども、この教職員未配置の今の現状というのをちょっと教えていただければと思います。

○教職員課長 よろしくお願いたします。臨時的任用講師の配置状況につきましては、現在未配置校数が小学校13名、中学校6名、計16名となっております。未配置解消に向けた取組といたしましては、任意保険を持つ県教委への粘り強い配置要望を継続するとともに、市教委といたしましても、かつて講師経験があり、現在講師として従事していない方の発掘を行うとともに、再任用を行っていない教員、OBに積極的に声をかけていくなど、徹底した掘り起こしを行っております。また、教員採用試験後の状況を踏まえまして、大学とも連携し、教職を目指す学生の講師登録を進めていく等、策を講じてまいりたいと思っております。以上です。

○矢澤 5月現在で、県全体では、千葉県全体で小学校が91名、中学校で32名の教員未配置があるということで、すごく県の責任というかな、これ国もあるんだと思うんですけども、非常に大きな責任があると思います。これも含めて、ぜひこの定数の改善、それを確実にするようなことが、国がぜひやっていただきたいと私は思っています。

2つ目、老朽化等による危険に伴う校舎、ブロック塀の改善、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実することとあります。先ほど更衣室の件が質問の中にありましたけども、設置状況若干分かったんですけども、新設とか大規模改修では、改善されているってことがありましたけども、今後の方向性

というか、今ある学校、既存の学校の更衣室問題というのは、これはどのように考えていますか。

○**学校施設課長** 今学校では更衣室がない学校もあります。教室にカーテンをつけて着替えをしたりして対応しているのが現状です。学校に余裕な教室が出てきた場合は、ちょっと学校と協議しながら進めていくことも一つの案かと考えております。以上です。

○**矢澤** 今の既存の学校も、子供たち、率直に言って昔はあんまり気にしなかったかもしれないけども、今は本当にそういうことも考えるようにというか、敏感になってきているんで、ぜひいろいろ今ある既存の学校を広げていっていただきたいし、そのための補助がもっともっと出されるべきだなというふうに思います。3つ目ですけども、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じることとあります。1年以上に及ぶこのコロナ禍での学校生活になっています。また、家庭の様子もこのコロナの影響で、経済面も含めたいろんな変化が、家庭の変化もあったと思うんです。教育委員会は、そういう確かにいろんな要素があるから、全てがコロナが原因とは言えないかもしれないんだけど、そういう子供たちの変化というのをどう捉えて、どんなふうに対応しようとしているのか、お示してください。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 楽しみにしていた行事や部活動等の活動が制限されたり、人との関わりが少なくなったことで不安やストレスを抱える児童生徒は増加しているというふうに考えております。感染症が直接的な影響というふうには断言はできませんけれども、不登校児童生徒の数が昨年と比べ増加しております。また、不登校に関するスクールカウンセラーへの相談件数等も増加しているという現状がございます。一人一人の生徒としっかりと向き合いながら、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門職とが連携をして、丁寧な対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○**矢澤** 分かりました。本当にもう皆さん分かっていると思うんですけども、前は元気にとか、大きな声出してなんて言っていたのが、今はそれが言えなくなるような、大きな変化ある中ですので、子供たちの様子をしっかりと見て、取り組んでいただければと思います。以上です。

○**山下** 38号の一番最後の点で、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように、財政措置をとあります。先ほど御答弁いただきましたけれども、具体的に健康面や学習面で不安やストレスというところで、先ほどの不登校やスクールカウンセラーのほかに、何か具体的にお気づきの点があったら教えてください。

○**児童生徒課長兼少年補導センター所長** 不安を抱えている生徒の症状としましては、不登校と、それからスクールカウンセラーの数をお示ししましたけれども、これは直接的に影響が出ているかどうかと言われますと、苦しいところがございますけれども、もう一点数値として挙げられるのは、交通事故の数が増えているという

ところが挙げられます。昨年度は、半年で前年度の総数に並ぶぐらい、多くの交通事故が報告されました。特に小学生の自転車事故が多かったということが考えられます。以上でございます。

○山下 感染症に伴って、臨時休校などでストレスや、あとは学習面のというところで、お尋ねしたわけなんですけど、交通事故の増加というふうにお聞きしまして、私もちょうど子供が小学校1年生になったところで、やっぱり親としては交通事故の心配や、いじめの問題などが心配があって、交通事故というのはなぜ増えたかというところも教えていただけるとありがたいです。

○児童生徒課長兼少年補導センター所長 なぜ増えたかというところまで分析できてはございませんけれども、長く休校で、おうちの中にいる時間が長くて、ストレスがたまったということも一点考えられるかなというふうには考えております。以上です。

○山下 恐らくたくさんの方の通学路の安全に対する要望というのが教育委員会にも届いていると思います。特にこういう交通事故が増えている状況ですので、ぜひ対策をお願いしたいと思います。あともう一点、先ほども更衣室の話が出ていましたが、やはりこの親御さんからも心配の声とか、相談とかもあったりすることで、これまで何もなくて行われてきたことかと思いますが、今後に向けて対策を要望したいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。——なければ、質疑並びに意見を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願38号について採決いたします。

本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願第3区分、今期定例会で受理した請願40号、障害者の生活改善についての主旨1から3を議題といたします。

本件について質疑があればこれを許します。

○武藤 請願40号なんですけれども、主旨1の福祉手当、福祉タクシー券の対象外になっている有料老人ホーム入居者を一律に福祉手当の対象外にするのではなく、生活実態を調査し、個別に判断してくださいというものです。高齢者サービス付住宅に入居されている方は、介護サービスを受けていても住宅扱いで、助成の対象になる。自立した方しか入居できない老人ホームでも、施設だから助成はしない。これは不公平ではないですか。

○次長兼障害福祉課長 今のように、実態というお話があったんですが、有料老人ホームについて、高齢者住まい法の介護付サービス住宅と、あと老人福祉法の中の

有料老人ホーム、それぞれ根拠が違いまして、有料老人ホームは見守りや食事の提供を洗濯、掃除等のサービスが受けられる。サービス付高齢者住宅はバリアフリー構造を有する安否確認、生活相談サービスを提供するという高齢者住まい法に該当するんですが、その辺で可否が、当然根拠法令が違うので分かれています、確かにおっしゃるように最近ではサービス付高齢者住宅でも食事の提供や生活支援サービスを提供するなど、有料老人ホームに類似したものが出てきている。しかし、有料老人ホームは老人福祉法に基づき、施設でサービス付高齢者向け住宅は、高齢者住まい法に基づき住居とみなされることから、支給の可否が分かれています、該当になっていないものでございます。以上です。

○武藤 今回有料老人ホームに入居して、自立していても、いずれは介護サービスを受けるのだから対象にならないということが言われました。在宅で今自立していても、いずれは施設に入居するかもしれません。同じことじゃないでしょうか。今の状況がどうかということで判断すべきではないですか。

○次長兼障害福祉課長 実情に応じてということでの御意見だと思いますが、確かに本来のところからすると、有料老人ホームと介護付サービス高齢者住宅が似通ってきたんで、そちらの側面だけ見て、不公平だからというようなお話があるかと思いますが、そちらも議員から御意見があったように、時代に合ったサービスというような御意見もあるかと思いますが、有料老人ホームは単に住居とは違いまして、サービスが約束された施設ということなんで、ただ住居型のように、最近では施設サービスに近づいてきたサービス付高齢者住宅とあまり差がなくなってきた施設もございますので、そういった実態、そういった側面は理解するところでございます。ただ、福祉手当とか、これは市のほうで出しているんですが、本来福祉手当はそういったサービスが受けられない時代に、在宅で頑張っている人に対するいわゆる介護慰労金的性質となっておりますので、こちらも今の実態に合っていない、サービスの重複により市の財政負担についても課題になっているといった、こういった実態側面も加味する必要があると思います。このようなことから、有料老人ホームが、住まいのものが出来たという、そっちだけの側面だけじゃなくて、単に有料老人ホームの入所者を手当の対象者に拡充するという事だけじゃなくて、今後はこれまでもお答えしてきたとおり、重複するサービスとの関係、見直しなどを含め、実態に合った真に必要な方にサービスを提供する持続可能な制度となるよう、全体的な見直しの後でなければ、このことのみで支給対象拡大は難しいのではないかと、このように考えております。以上です。

○武藤 有料老人ホームは、介護保険法の第8条11項において、特定施設入居者生活介護は住宅サービスと位置づけられており、施設入所に該当しないと位置づけられています。国の制度である特別障害者手当は有料老人ホームを対象にしています。柏市も国の制度に合わせて見直すべきではないでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 今委員からお話があったように、特別障害者手当は国の手当であり、国の手当に対して通達が来ていることから、介護保険法第8条第11項の

規定に基づき、施設という判断をしていますが、福祉手当は市の手当で、市の条例規則の規定に従い、老人福祉法第29条第1項に規定する施設の中に有料老人ホームも特別養護老人ホームなどとともに施設という扱いで規定されてございます。したがって、一概に同じとまでは言えず、必ずしも国の通達に合わせるということにはならないかと思えます。しかしながら、委員から御意見がございましたように、時代とともにサービス付高齢者住宅で、施設に近いサービスを提供するものだったり、有料老人ホームは将来的な介護サービス等の提供が約束されているとはいえ、単なる住居とは違うんですが、住居型のように施設サービスに近づいてきたサービス、そういった差がなくなってきたという実態もございますので、そういった部分も含めて見直し、全体の見直しが必要だということには思っております。以上です。

○武藤 請願者は、委員の皆さんに請願者の思いを何とか御理解いただきたいということで、それぞれの方に文書をお届けしているかと思うんですけど、お読みいただいていると思えますが、障害があることに変わりがないのに、有料老人ホームに引っ越しをしたら、福祉手当も福祉タクシー券ももらえなくなってしまった、有料老人ホームに入居するために、住み慣れた家を売り払い、家族の代わりに見守りのある家に引っ越しただけです。掃除、洗濯、自炊も自分で行う生活は変わりません。同じ障害者でありながら福祉制度から漏れ、諸手当がない恵まれない障害者を一人でもなくしてくださるようお願い申し上げますと訴えています。せめて有料老人ホーム入居者で対象になる障害者が何人いるのか、どういう生活実態なのかということをぜひ調査を行うべきではないかと思えます。

主旨2について、福祉タクシーの助成金額を拡充してくださいというものです。障害者の外出支援として、福祉タクシーの助成はなくてはならないと思えます。タクシー会社による値上げで、1回300円、往復600円も負担増になる。その上長距離の運賃も値上げになっている、そのことについてはどう考えますか。

○次長兼障害福祉課長 長距離のほうが値上げになるというようなお話ですが、料金改定そのものが、初乗り料金が2キロ相当から1キロになったということで、それからメーターが上がっていく、その距離も少しずつ距離が変わっていますので、当然加算という形だとそういった部分がございしますが、他市で上限額が柏市より大きいところがあるということも委員のほうに言われて、そちらについて、果たして柏市のほうが初乗り料金制度を助成して、違いがあるかどうかをちょっと調べてみたんですが、例えば3キロ、上限額が1,200円程度の上限にしている市もあるんですけど、この運賃の半額の助成になっております。通院などの比較的利用頻度の高い3キロ、2キロの利用では、当然柏市の助成制度は負担がなくてできるんですけど、当然そういった1,200円の上限と言っても、半分は負担する必要がございします。具体的にちょっと示してみますと、例えば3キロだと、利用した場合1,200円なんですけど、迎車料金300円ある場合は、千葉市は上限が迎車を含めて1,300円になっていますので、3キロで1,200円の料金で障害者割引10%、0.9掛けて1,080円分、迎車料金300円で1,380円の2分の1ということ、自己負担は690円、船橋も上限1,200円で、同じこと

で上限、自己負担は690円、市川市は上限1,200円で迎車料金入っていないので、自己負担は840円に対して、柏市は負担としては1,380円から720円まで負担できるので、660円となっていますので、その長距離になっても、比較すると低いようになっています。また、通常利用する初乗りの1.27キロでは、迎車ありの場合は千葉市は380円、船橋市は370円、市川市は840円に対して柏市は30円の負担となっておりますので、こういった点から考えますと利用しやすいものになっているものと理解しております。以上です。

○武藤 今回の値上げで、今まで助成をされていた方が、迎車を利用する方が、負担軽減をされた方よりも多いというのは事実ですよね。他市の状況を見ると、確かに柏市のほうは劣っていないというふうに思いますけれども、ただタクシー券の助成の対象ですとか、枚数ですとか、いろいろ市によっても違うわけですね。ですので、実際に今の柏市のタクシーを利用されている障害者の方の負担がどうかと。負担増になっているということはもう事実ですし、ぜひどれぐらい負担になっているのか調査をしていただいて、国に対してもさらに助成の拡充を求め、柏市のほうでも努力していただきたいと思います。

また、主旨3ですけれども、65歳未満の障害者のワクチン接種を優先して進めてくださいというのですが、障害のある方がコロナに感染したら本当に大変だということで、御家族からも心配の声が上がっています。一刻も早く接種できるようにすべきだと思いますが、64歳以下の障害者に対する接種券の発送の予定というのはどうなっていますか。

○健康増進課長 65歳未満の障害者の方ですけれども、基礎疾患のある方ということで、障害者手帳をお持ちの方には、こちらのほうから7月上旬をめどに発送する予定となっております。

○武藤 もう少し早く、やはり前倒しで、優先して進めていきたいと思います。いずれも切実な要求だと思います。障害者差別解消法は障害者の合理的配慮の提供を求めています。ぜひ請願者の思いを受け止め、採択をお願いしたいと思います。以上です。

○鈴木 2点。1点目、まず1番の有料老人ホーム入居者を一律に福祉手当の対象外にするのではなく、生活実態を調査して書いてあるんですが、これ対象者というのは何人ぐらいなんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 有料老人ホームまでは、ちょっと数字のほうを把握していないところがございます。以上です。

○鈴木 有料老人ホームに入っている方で、障害をお持ちの方ということですよ、これ。それは、何人ぐらいいるとかいう把握はできていないんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 サービス付高齢者住宅とか有料老人ホームの入居者については、市で管理、把握していないこともありますし、あと住民票を異動していないで、自宅のままになっているといったケースもありますので、各施設の入居者の総数を算出することはなかなかできない状況となっております。したがって、そのう

ちの福祉手当、タクシー券の対象者を算出することはできない状況となっております。以上です。

○鈴木 では、ここに書いてあるような……ここに書いていない、武藤委員がおっしゃったように、今まで福祉タクシー券を受給していたと。それで有料老人ホームに移られて、剥奪というか、その給付がなくなってしまったという方というのは何人ぐらいいるとか、把握はされているんでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 そちらについても毎年現況届を出した中で、住所とかの変更があって、施設の住所になっている方であれば把握して、本来はその方が資格がなくなったので、届け出なければいけないんですけど、それを住居の異動によって、あるいは現況届によって確認した場合は確認しているんですが、先ほど申し上げたように、それが必ずしも申告していなかったり、あるいは住民票は自宅に置いたまま、結果的には入っていたりというケースがありますので、正確な数字は把握していないところがございます。以上です。

○鈴木 ぜひ把握をしていただきたいなというふうに思います。そこからじゃないと、この問題スタートしないのかなというふうに思いますので、ぜひ対応していただくほうがいいんじゃないかと思います。

2点目、福祉タクシー券の助成金ですが、タクシー料金の値上げは、一昨年……昨年か、昨年の2月に値上がりしましたよね。その値上げ前の福祉タクシー券の助成額は幾らだったでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 初乗り料金という形ですので、初乗り料金、一般だと730円だったかなと……740円だったかと思います。

○鈴木 730円だと思いますが。

○次長兼障害福祉課長 それは、令和元年に上がって、740円にたしかになっていると思っております。

○鈴木 では、今回は最大幾らになったんでしょうか。4月から迎車料金も含めていただいたということで、大変前進したというふうに私も評価しております。ですが、最大では幾らですか。

○次長兼障害福祉課長 委員会とかでも、あるいは議場でも意見がありまして、迎車料金が初乗り料金に含まれている、どのぐらいが要るか分からなかったんですが、半分ぐらいの方が含まれているということで、そちらのほうは改善しまして、迎車料金を含めて720円、2キロ相当が800円で、障害者割引が1割ありますので、0.9掛けて、あってもなくても720円が上限となっております。以上です。

○鈴木 ということは、今までは、私は730円だと思いましたが、740円というんであればいいですけども、今までが740円で、値上げ後、そしてこの4月からは最大で720円ということで、福祉タクシー料金の助成額は減額されているということでしょうか。

○次長兼障害福祉課長 初乗り料金という概念で、そのままだったら、当然距離が一般利用する、2キロまでは初乗り料金なので、1キロの人も当然その範囲だった

んですけど、障害者割引を掛けると、前のときは740円掛ける0.9を掛けるとそれより低い数字になりますので、800円掛けるさっきの0.9と比べると、少し下がったってわけじゃなくて、相当の助成にはなっていると思っています。

○鈴木 しっかり調べていただきたいと思いますが、値上げ前は固定で初乗り料金が助成をされておりました。最低が730円でしたから、初乗り料金730円、1,000円ちょうどはなかったと思いますが、730円以上乗っても730円が助成されていたわけですよ。ところが、今回は最大でも720円なんですよ。近い距離、例えば初乗り料金しか乗らない方は500円しか助成されていない。だから、柏市の持ち出しは減っているのではないかと思うんですよ。ですから、今までの値上げ前の現状まで、少なくとも私は戻すべきではないかと思っています。ぜひちょっと調べていただいて、また別途御回答いただければと思います。

○次長兼障害福祉課長 500円までじゃなくて720円までですので、それ以上、そこまでは助成になりますので、先ほども500円までというようなお話があったかと思うんですが。

○鈴木 いや、500円しか乗らなかった人は500円です。

○次長兼障害福祉課長 そうですね、上限ですから。

○鈴木 500円の方は、実際には障害割引で450円が利用者さんが負担しなくちゃいけない金額で、それが助成されるわけですから。最大で720円ですよという話をしただけです。ですから、減っていると思います。ぜひ検討してください。それは検討すべきだと私は思います。以上です。

○阿比留 先ほどからいろいろ質問をされている方の話を聞くと、どうも執行部のほうに要望を出されている方が多いんですが、これは請願者が議会に判断してくれと頼んでおられるので、しっかりそこら辺議論していこうじゃないですか。執行部、何かやり込めてるようにしか聞こえないんですけど、私。それで、ちょっと執行部に質問します。ワクチンの件で、最後のやつなんですけど。先ほどの答弁の中で、基礎疾患のある人は既に優先しているというふうに聞こえました。それとあと、請願の内容をどう受け止めるかという話ですが、国が定める基礎疾患以外にもこの請願では求められているというふうに解釈しているんでしょうか。

○健康増進課長 あくまでも国のルールに基づいてやっているということになります。国のほうで、医療従事者が第1グループ、そして次に高齢者、65歳以上の高齢者、そして次に基礎疾患のある方を優先するということになっておりまして、今回、65歳以上の方の接種券の配付というのは済みましたので、次は基礎疾患のある方ということになります。その基礎疾患のある方ということの中に、身体障害者手帳をお持ちの方ですとか療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ということも基礎疾患のある方ということに含まれてまいりますので、そういった方々にはお申込みをいただくのではなくて、こちらのほうから発送いたしますということになります。ただ、基礎疾患のある方ということで、項目のほうは、1から14、そしてBMIが30以上という方が対象になるんですけど、その方たちについて、どうし

でも自己申告をしていただかなければ分からない方がいらっしゃると思います。その方たちについては申告をしていただいて、こちらのほうから接種券を発送するという形になっております。以上です。

○阿比留 この請願の趣旨というか、これを採択したら、65歳未満の障害者の基礎疾患のない人も早めてくれというふうに読み取るべきだという解釈でよろしいですか。

○委員長 それは武藤委員に聞いていますか。じゃなくて。

○阿比留 これを議会が採択したら、基礎疾患のない人も進めてくれというふうに読み取るべきだという理解なんではないでしょうか。質問は、私はそこまで広げる必要はないと思っていて、これを採択するとどうなるのかという意味で聞いております。

○健康増進課長 今回基礎疾患のある方ということで、先ほど手帳のことを申し上げましたけれども、全ての方ということではなくて、国が示す心臓、呼吸器ですとか、腎臓ですとか、そういった方にはお送りいたしますけれども、それ以外の方に全て送るというものではありません。あくまでも国が示す基礎疾患のある方ということで示されている方だけになります。

○阿比留 というのが今のやり方ですね。

○健康増進課長 はい。

○阿比留 これを採択すると、そうじゃなくなるよという理解でいいですかと聞いているんです。

○保健所長 御指摘のとおり、この読み方だと、単に障害者と書いてありますので、全ての障害者というふうにこれは読み取れます。私たちは全ての障害者ではなくて、基礎疾患を有する障害者については優先しておりますということを今御説明しております。

○阿比留 承知しました。質問は以上です。

○鈴木 私は、この文章をどう読み取ったかといいますと、障害者手帳を持っている人は早くワクチン接種を受けられるようにしてくださいというのが請願の趣旨かなと私は思いました。それから、先ほど私の質問は、福祉タクシー券は現状はどうなっているのかを執行部にお聞きしたところでございます。私は、だから730円が720円に下がっているんじゃないのかなというふうに思ったんで、その辺がこの請願には書いてなかったのだから、実態を聞きたかったところでもあります。

○武藤 すみません、阿比留さんおっしゃったように、私は別に執行部を追及するとかじゃなくて、執行部に対して、私の質問に答えていただいて、皆さんにぜひこの請願に採択をしていただきたいということでお聞きしているのだから、ぜひ皆さんには採択をしていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 まず、請願40号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願40号の主旨2について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手同数であります。
よって、本件は採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願40号の主旨3について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。
お諮りいたします。採択した請願40号を執行部に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することの取扱いについて、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 執行部の皆様、教育長、部長を含む全員の皆様、退席されても結構です。大変に長い時間御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきましては、正副委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

○武藤 すみません、休会中の調査なんですけれども。今学校給食の問題とか大きな問題になっていますので、よろしければその給食センターですとか、自校方式の給食のある学校と柏の葉小学校とか、そういうようなところを視察に伺ってはどうかと思うんですね。それで新しい委員の方も柏の葉なんかに行ったこともないという方もいると思うので、いかがかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長 それは、食事するということですか。

○武藤 食事はしなくても、どんなふうに行っているのかとか。

○委員長 見るだけでいいですか。

○武藤 見るだけでも。

○委員長 それに関しては、ちょっと正副委員長に一任をさせていただいて。それから、ちょっと今の御意見、逆に聞いたほうがいいのか。今の武藤委員に対しての御意見がほかにありますでしょうか。どうぞ。

○村越 これ調理中は入れませんよね。

○武藤 調理しているときじゃなくてもいいんです。

○村越 それで、また食器が返ってきた後は、またあれで、3時ぐらいまでは入れない状態が続いて、そういった形でその給食場を見学するという事なんですか。

○武藤 二階建てでやっている給食室とかもあるじゃないですか、中学校なんかで。そういうようなところでもいいと思うんですけど、実際に給食室がどうなっているのかなというところを調査したらどうかと思うんですけど。

○委員長 場所等についても、やるかやらないかについても、やるかやらないかは、ここで逆に決めたほうがいいですか、どうですか。（私語する者あり）そうですね。じゃ、委員長、副委員長にその辺も含めて一任お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 4時12分閉会